

## 役員等報酬規程

### 役員等報酬規程の変更について

#### 別表1 役員会出席報酬

区分	日額報酬(円)
理事及び監事	15,000
評議員	15,000
苦情解決第三者委員	15,000
評議員解任・選任委員	15,000

※ 交通費を含む

#### 別表2 役員等の勤務報酬 役員会以外に法人の業務遂行のために 従事した場合に支給する

区分	時間給 報酬(円)
理事	5,000
評議員	5,000
監事	5,000
苦情解決第三者委員	5,000
評議員解任・選任委員	5,000

※ 交通費を含む

※ 県外出張の場合は  
法人旅費規定による

※ 別表1.2とも源泉徴収後の金額を  
翌月末に 指定の口座に振り込む

※ 理事及び監事の報酬総額は50万円を超えないこととする

※ 職員を兼ねる理事については報酬を支給しない

この規程は令和2年10月26日より施行する